

日本アーカイブズ学会登録アーキビストに関する Q&A

※ 規程：日本アーカイブズ学会登録アーキビストに関する規程

【規程別表 2 について】

Q 大学・大学院などの高等教育機関で、規程別表 1 に掲げる専門的科目を教えています。

これは、「アーカイブズに関する専門的業務」の実務経験年数に入るのでしょうか？

A 1 年間の講義 (1 コマ 90 分×30 コマ相当) を 1 年の実務経験年数とみなします。ただし、同一年に複数の講義を担当しても、1 年として数えます。

Q 業務として、マイクロフィルムの作成、古文書・アナログテープのデジタル化などを行っています。これは、「アーカイブズに関する専門的業務」の実務経験年数に入るのでしょうか？

A 単に複製物を作成しているのみであれば、「アーカイブズ学の知識・技能」に基づいたものではないため、入りません。当該業務を通じて、何かを研究・開発する、学会等で報告などが行われていれば、実務経験年数に換算することもありますので、説明書をご提出ください。

業務としてアーカイブズに関する業務を請け負うだけでは、実務経験年数には入りませんのでご注意ください。

【規程別表 3 について】

Q アーカイブズ学に関する論文は、未公表のものでも良いのですか？

A 基本的に、公表済みのものに限ります。年度内公表予定のものについては、掲載証明書又はゲラを提出していただければ、公表済みものとして扱います。

Q 論文には、共著は含みますか？

A 含みます。ただし、資料引用や図表を除いた論述部分での執筆分量が 10,000 字以上であることが確認できる必要があります。論文自体に執筆分担が明示されていない場合は、執筆分担を具体的に示した説明書を添付して下さい。

Q 論文には、修士論文や博士論文は入りますか。

A アーカイブズ学に関するものであれば認めます。ただし、要旨を添付してください。

Q 規程別表 3 右欄 (2) に、「アーカイブズ学に関する論文に『相当する専門的業績』は、別表 2 に掲げるアーカイブズに関する専門的業務の成果物としての調査報告書、企画設計書、資料目録、展示図録、資料集、データベース等で、紙媒体または電子媒体で内容を示すことができるものでなければならない。」とありますが、「専門的業務」とはどのような業務ですか？

A ここでいう「専門的業務」とは、規程別表2の1.にあるように、「アーカイブズ学の知識・技能にもとづき、一定の自律性をもって行う業務」をいいます。具体的には、以下のQを参照してください。

Q 学校史・自治体史・社史などの歴史編纂は、規程別表3右欄(2)の「アーカイブズ学に関する論文に『相当する専門的業績』」に入りますか？

A 内容によります。単なる歴史編纂であれば、規程別表2の1.の「アーカイブズ学の知識・技能にもとづき、一定の自律性をもって行う業務」の成果物とはいえませんので、基本的に入りません。アーカイブズに関する専門的業務の成果として認められるか、個別に審査しますので、当該業績の写しを提出するとともに、申請者の担当部分(執筆した章・節、範囲、分担率など)や申請者の役割(企画、構成、編成、執筆など)を具体的に示した説明書を添付して下さい。

Q 業務で、資料目録・展示図録・資料集・データベース・ウェブサイト・CD・DVD等を作成しました。規程別表3右欄(2)の「アーカイブズ学に関する論文に『相当する専門的業績』」に入りますか？

A 内容によります。単に、依頼者や上司の指示に従って作成したものであれば、規程別表2の1.の「アーカイブズ学の知識・技能にもとづき、一定の自律性をもって行う業務」の成果物とはいえませんので、基本的に入りません。個別に審査しますので、当該業績の写しを提出するとともに、申請者の担当部分(執筆した章・節、範囲、分担率など)や申請者の役割(企画、構成、編成、執筆など)を具体的に示した説明書を添付して下さい。

Q 史料復刻は、規程別表3右欄(2)の「アーカイブズ学に関する論文に『相当する専門的業績』」に入りますか？

A 内容によります。単なる復刻・翻刻は、規程別表2の1.の「アーカイブズ学の知識・技能にもとづき、一定の自律性をもって行う業務」の成果物とはいえませんので、基本的に入りません。アーカイブズに関する専門的業務の成果として認められるか、個別に審査しますので、当該業績の写しを提出するとともに、申請者の担当部分(執筆した章・節、範囲、分担率など)や申請者の役割(企画、構成、編成、執筆など)を具体的に示した説明書を添付して下さい。

Q 規程別表3中欄にある「アーカイブズ学に関する論文(10,000字以上)、またはそれに相当する専門的業績の成果」のうち、「それに相当する専門的業績の成果」に、研修で執筆した修了論文は入りますか？

A 国立公文書館が主催するアーカイブズ研修Ⅲ(公文書館専門職員養成課程)の修了研究論文、大学共同利用機関法人 人間文化研究機構 国文学研究資料館が主催するアーカイ

ブズ・カレッジ（史料管理学研修会）長期コース研修生の修了論文は、未公表であっても業績として認めます。アーカイブズ・カレッジの短期コース研修生の修了論文については、分量・内容、他の業績の有無により判断しますので、論文の写しを提出してください。

Q アーカイブズ学に関する論文に相当する専門的業績として、10,000 字に満たないものが複数あるのですが、これらは 1 本としてカウントされないのでしょうか？

A 単独では 1 本としてカウントしません。分量・内容を確認の上、他の業績と合わせて 1 本とカウントすることがありますので、その写しをご提出ください。

2015 年 9 月 30 日 作成掲載／2021 年 9 月 25 日 修正掲載